基本計画

Ⅳ 施策体系図
Ⅴ 基本計画

Ⅳ 施策体系図

基本目標	施策	町が取り組むべきこと
1 “ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち【ひとづくりと地域づくり】	1 人権の尊重と男女共同参画社会の構築	1－1．人権・平等の意識を高める
		1－2．虐待や差別などの人権侵害がないまちをつくる
		1－3．男女共同参画社会をつくる
		1－4．子どもの権利を保障する
	2 スポーツ、文化活動の振興	2－1．スポーツ活動を支援する
		2－2．生涯学習・文化活動を支援する
		2－3．スポーツ・文化活動ができる場を提供する
	3 地域コミュニティの活性化と地域交流の推進	3－1．社会変化に対応した地域のしくみをつくる
		3－2．町民同士の交流を増やし、地域活動・住民活動に参加するきっかけをつくる
	4 まちの魅力の向上と歴史文化、産業の振興	4－1．まちの魅力を発信する
		4－2．ふるさと意識を高める
		4－3．地域の商工業と新たな創業者の育成を支援する
		4－4．適切な農業の在り方を確立する
2 子どもの笑顔があふれるまち【子ども】	5 子育て支援の充実	5－1．子育てしやすい保育環境を整える
		5－2．子育てに関する情報提供や相談・交流できる環境をつくる
		5－3．子どもの障がいや発達に応じた支援を充実させる
		5－4．安心して子育てできる環境を整える
	6 学校教育の充実	6－1．確かな学力、体力の向上を図る
		6－2．豊かな心を育てる
		6－3．学校、家庭、地域が連携・協働し、まちの教育力を高める
		6－4．安全で快適な教育環境を整える
		6－5．社会にはばたく力を育成する
	7 子どもの健全育成	7－1．子どもの居場所をつくる
		7－2．子どもの健全育成を推進する

Ⅳ 施策体系図

基本目標	施策	町が取り組むべきこと
3　健やかでやさしく支え合うまち 【健康・福祉】	8　健康づくりの推進	8－1．町民の健康意識を高め、健康管理・健康づくり活動を促進する
		8－2．生活習慣病を予防する
	9　高齢者福祉の充実	9－1．地域で高齢者を見守り、支援する
		9－2．高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援する
		9－3．介護予防と健康づくりによる自立した生活を支援する
	10　障がい者福祉の充実	10－1．障がい者が地域で自立した生活ができるよう支援する
	11　社会保障の健全な運営	11－1．国民健康保険・後期高齢者医療の健全な運営につとめる
		11－2．国・県の施策や関係機関を活用し、安定した生活ができるよう支援を行う
4　安全で安心に暮らせるまち 【防災・防犯】	12　防犯、交通安全対策の推進	12－1．地域ぐるみの防犯活動の促進と防犯環境を整える
		12－2．交通安全に対する意識を高める
		12－3．消費者トラブルを防止する相談・啓発活動を充実させる
	13　防災、減災対策の推進	13－1．減災対策を強化する
		13－2．災害時に迅速に対応できる体制を確立する
		13－3．災害に強い基盤をつくる
5　環境にやさしく快適に暮らせるまち 【住環境・自然環境】	14　快適な生活環境の維持と循環型社会の構築	14－1．マナー啓発や美化活動により美しいまちを維持する
		14－2．ごみを適切に収集して処理する
		14－3．地球温暖化防止と資源の有効利用を進める
		14－4．貴重な自然環境を守る
	15　快適な都市基盤の整備	15－1．安全で便利な道路環境を整える
		15－2．快適な住環境を整える
		15－3．安全な水を安定的に供給する

Ⅳ 施策体系図

基本目標	施策	町が取り組むべきこと
6　住民と行政がともに創るまち【行政】	16　健全な行財政運営	16－１．健全な財政運営を行う
		16－２．公共施設等の効率的・効果的な管理運営を行う
		16－３．戦略的な行政経営を行う
		16－４．町政を担う人材を育成する
	17　行政サービスの充実と住民参画、協働の推進	17－１．行政サービスの向上と情報化をすすめる
		17－２．公正公平で適切に事務を執行する
		17－３．情報提供と情報共有をすすめる
		17－４．住民参画と協働をすすめる

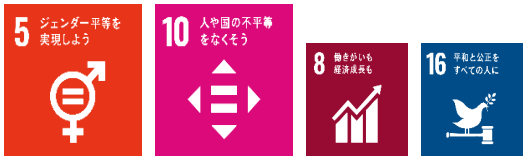

Ⅴ　基本計画　（基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

1　人権の尊重と男女共同参画社会の構築

＜目指す姿＞

一人ひとりが互いに認め合い、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無などにかかわりなく、多様性を受入れ、誰もが安心して、いきいきと輝き暮らせるまちを目指します。

（１）現状

今もなお、いじめや虐待、高齢者・障がい者・外国人・ＬＧＢＴ（性的少数者）の人への差別、同和問題、ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、様々な人権問題が存在しています。その中、アンケート調査の結果では、「人権が守られていると感じる」と回答した方が８割を超えており、一定の人権意識の浸透が認められます。

しかし、昨今では児童虐待など子どもの権利を脅かす事案が後を絶たず、また性別による役割分担の考え方による習慣や慣行が根強く残っています。

（２）課題

人口の増加に伴って多様な価値観を持った人が増え、都市化や感染症対策などにより、家族や隣人とのコミュニケーションを図ることがさらに困難になっています。こういった近年の急速な社会情勢の変化によって、世代間による多様性の理解度に相違がみられます。例えば、「志免町子どもの権利条例」の認知度の低さは解消できておらず、児童虐待は後を絶たないなど、お互いが認め合うことができない事象が散見されます。

（３）町が取り組むべきこと

１－１　人権・平等の意識を高める

●町民が、自分自身の問題として複雑・多様化する人権問題に関心を持ち、正しく理解を深めることができるよう、関係機関と連携して講演会を開催するなど、人権の教育や啓発を行います。

１－２　虐待や差別などの人権侵害がないまちをつくる

●多様化する人権問題に迅速かつ的確に対応できるよう、電話相談などの気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、人権擁護委員などの関係機関と連携し相談体制を充実させます。

Ⅴ　基本計画　（基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

１－３　男女共同参画社会をつくる

●性別に関わらず自分らしく生きることができる社会になるよう啓発するとともに、「志免町男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画を推進します。【総合戦略】

●地域や企業に対してワーク・ライフ・バランスについての周知と啓発を行います。【総合戦略】

●男性の料理教室など、男性の家庭参画への意識を改革するための講座などを開催します。

１－４　子どもの権利を保障する

●子ども自身や大人が子どもの権利や人権についての理解を深めるとともに、子どもが自らの意見を表明する機会をもち、まちづくりや町政への参加意欲を高める取組を行います。

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
人権の尊重について正しく理解している町民の割合	61.5%	70.0%
人権が守られていると感じた町民の割合	83.1%	90.0%
審議会など等における女性登用の割合【総合戦略】	34.23%	40.0%
自分がまわりの人から大事にされていると感じる子どもの割合	88.4%（平成 30 年度）	90.0%

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○人権問題に関心を持ち、正しい知識を身に付けます。

○子どもの権利条例について知り、子どもが自分らしく過ごせる環境への理解を深めます。

＜町内会・地域＞

○地域交流を図り、人権について理解を深めます。

＜企業・団体＞

○職員研修などを実施し、人権問題へ組織的に取り組みます。

○保育園など子どもに関係する施設・団体は、子どもの権利について理解し、子どもの最善の利益を優先した取組を進めます。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町人権教育・啓発基本指針	平成 27 年度～
第２次志免町男女共同参画行動計画	平成 27 年度～令和６年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

2　スポーツ、文化活動の振興

＜目指す姿＞

町民がスポーツやレクリエーション、文化芸術活動に親しみやすい環境づくりに取り組み、お互いが学びあい、高めあうまちづくりを目指します。

（１）現状

町民それぞれの志向にあったスポーツやレクリエーション活動を継続する環境が着実に整ってきており、芸術文化については文化協会、スポーツについてはスポーツ協会がけん引しています。

一方、町民は、文化サークルなどの指導者やスポーツ推進委員をはじめとする指導者の資質の向上、指導体制の充実により、活動をさらに主体的に楽しめる体制が確立されることを期待しています。あわせて、活動を支える施設については、適正な維持や改修が必要です。

（２）課題

けん引役であるスポーツ協会と文化協会において、会員の減少や高齢化が進んでいます。

また、町民の趣味や志向が多様化しているため、活動に見合った環境を提供することが難しくなっています。

さらに、施設の老朽化も進んでいるため、計画的に改修していく必要があります。

（３）町が取り組むべきこと

２－１　スポーツ活動を支援する

- すべての世代の人々が交流を深め、心身の健全な発達と豊かな人間性を育むことができるよう、スポーツ活動の機会をつくります。【総合戦略】
- スポーツを身近に親しむことができるよう、手軽にできるスポーツやレクリエーションの普及啓発を推進します。

２－２　生涯学習・文化活動を支援する

- 町民の生涯学習、文化活動への意欲を高めるため、情報提供を行うとともに、文化祭などの成果を発表できる機会をつくります。【総合戦略】
- 町民の国際理解、国際感覚を育むための講座などを開催します。【総合戦略】
- 新しい本や特設コーナーの紹介など、町民図書館の情報を発信します。
- 町民の生きがいづくりや文化活動を通じた仲間づくりのため、読み聞かせなどの町民図書館主催イベントのボランティア活動を支援します。

Ⅴ　基本計画　（基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

２－３　スポーツ・文化活動ができる場を提供する

●施設の老朽化に対応するため、志免町公共施設等総合管理計画に基づき、優先順位を明確にして、段階的に改修します。

●町に設置が困難な屋内プールなどについては、近隣施設の利用を支援します。

●施設予約や使用料の支払いの方法などの施設利用の利便性を向上させます。

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
スポーツ行事の参加者数【総合戦略】	4,510 人	4,600 人
講座内容に満足している講座生の割合【総合戦略】	97.9%	99.0%
町民図書館における町民一人あたりの貸出冊数	3.2 冊	3.2 冊
町内のスポーツ・文化施設を利用したことがある町民の割合	41.0%	50.0%
町内のスポーツ・文化施設に対する満足度	78.9%	90.0%

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○身近な人と学習活動やスポーツ、文化活動などに参加します。

＜町内会・地域＞

○町内会でスポーツ、文化活動を企画し、町の施設を利用します。

＜企業・団体＞

○スポーツ、文化活動に参加できるよう、楽しく交流できる機会をつくります。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町公共施設等総合管理計画	平成 29 年度～令和 23 年度
第四次志免町子ども読書活動推進計画	令和２年度～令和７年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

3　地域コミュニティの活性化と地域交流の推進

＜目指す姿＞

町内会やボランティア団体などの自主的・自立的な活動を通し、町民が交流し、助け合いながら充実した生活を送ることができるまちが理想の姿です。関係団体と協力者が町民と連携を深め、盛んな交流と住民自治が実現されているまちを目指します。

（１）現状

町内会において、地域活動やイベント、サークルなどの活動が行われて、町民の交流と住民自治が定着してきています。

しかし、若い世代を中心にライフスタイルや価値観の多様化により、地域活動への参加意識の低下が進んでいます。

また、地域住民の交流拠点である公民館などの施設の老朽化も進んでいます。

（２）課題

町民が交流し、助け合いながら充実した生活を送ることができるまちとなるためには、若い世代を中心に地域活動やイベントなどへの参加意識を高めていくことが必要です。

あわせて、老朽化が進んでいる公民館を計画的に改修、維持管理していくために、行政と町内会がより協力していく必要があります。

（３）町が取り組むべきこと

3－1　社会変化に対応した地域活動を支援する

- ●これからのまちに合った地域活動や住民活動のあり方について、他市町村からの情報収集を行います。
- ●町民一人ひとりが自分の地域に関心を持ち、地域活動や住民活動に参画できるよう支援します。また、企業においても町民と交流を深め、連携ができるよう情報を発信します。

3－2　町民同士の交流を増やし、地域活動・住民活動に参加するきっかけをつくる

- ●町民が行う地域活動や住民活動を支援します。
- ●町民の身近な交流の場として、公民館の活用を促進します。
- ●若い世代や高齢者が地域活動・住民活動で活躍できる機会をつくります。
- ●公民館役員研修など、地域の人材育成ができる機会を充実させます。

Ⅴ　基本計画　（基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

（４）成果指標

指標名	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
町内会加入率	87.88%	87.88%
過去１年間に地域活動・住民活動に参加した町民の割合	46.4%	50.0%

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○地域のつながりを意識して、日頃から町内活動などに参加します。

＜町内会・地域＞

○若い世代が参加しやすいような企画や時間帯の設定などを工夫します。

＜企業・団体＞

○地域活動に企業、団体からも参加・協力します。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町公共施設等総合管理計画	平成 29 年度～令和 23 年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

４　まちの魅力の向上と歴史文化、産業の振興

＜目指す姿＞

福岡市や福岡空港に隣接する地の利を活かし、また、国の重要文化財に指定された竪坑櫓をはじめとするまちの歴史文化や地域産品などの地域資源を有効に活用して地域経済の活性化を推進し、人々の交流が盛んな活力あるまちを目指します。

また、地域資源の魅力を発信することで、町民がまちの文化財・伝統文化に誇りを持ちながら住み続けたいと思えるまちを目指します。

（１）現状

志免町は、主に立地の良さが魅力と認められ、人口が増加しています。しかし、アンケート調査では、志免町に住み続けたいと答えた割合が年々減少傾向にあります。

また、商工業については、近隣に大型店舗があることなどで人の流れが増えた影響もあり、飲食店を中心に店舗数が増加しています。

一方、農業については、農地としての規模が小さく、兼業農家の割合が多いことから、農地の集積・集約には限界があり、後継者不足から耕作放棄や農地転用が進んでいます。

（２）課題

人々の交流を促進するために、地域資源である竪坑櫓をはじめとするまちの歴史文化や地域産品など、まちの魅力をさらに発信していく必要があります。

また、縮小傾向が顕著である農業については、まちにとって好循環を生む形を確立していくことが急務です。

（３）町が取り組むべきこと

４－１　まちの魅力を発信する

- 商工会や町内の団体などによる地域産品や地域資源を活用したイベントなどの開催を支援します。【総合戦略】
- 企業や商工会、行政が連携し、まちの魅力を発信するイベントの企画や PR を行います。
- 住民活動団体と連携し、まちを活性化するイベントなどを町内外へ発信します。【総合戦略】

Ⅴ 基本計画 （基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

４－２ ふるさと意識を高める

- ●竪坑櫓の適切な保存と管理活用を行い、その周辺地域とともに歴史や文化にふれあえる拠点をつくります。
- ●地域への愛着や誇りを育てるため、まちの歴史や伝統文化を継承します。

４－３ 地域の商工業と新たな創業者の育成を支援する

- ●糟屋南部３町商工会で策定した創業支援事業計画に基づき、商工会との連携による町内の新たな創業者の育成支援と情報発信を行います。【総合戦略】
- ●町内の事業者の創業や事業拡大への町有地や公共施設の利活用を促進する機会をつくり、事業者の育成を支援します。【総合戦略】
- ●新たな企業の誘致を行います。
- ●地域の商工業の維持と充実に向けた支援を行います。

４－４ 適切な農業の在り方を確立する

- ●町は、県及び粕屋農業協同組合と一体となって、新規就農希望者が就農しやすい環境づくりを行います。
- ●「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいて、農業委員会と連携して遊休農地の解消、担い手への農地利用集積及び新規参入の促進を行います。
- ●国及び県の政策に応じて、地元の農産物に触れることができるようソフト及びハードの両面から農業を支援します。

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
まちの魅力発信イベント開催数【総合戦略】	２件	３件
志免町に愛着があると答えた町民の割合	76.0%	80.0%
起業塾の参加者数【総合戦略】	８人	10 人
事業所数	1,621 事業所	1,621 事業所
遊休農地（耕作放棄地）面積	1.67ha	1.0ha

Ⅴ　基本計画　（基本目標１：“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち）

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○まちの文化や特産物に関心を持ちます。

○まちの魅力を発信するイベントに参加します。

＜町内会・地域＞

○農業や地場産業に触れる機会を地域全体でつくります。

○まちの魅力を発信するイベントへの協力を行います。

＜企業・団体＞

○住民活動団体や行政と協力してイベントの企画提案や開催を行います。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
旧志免鉱業所竪坑櫓保存活用計画	平成 25 年３月作成

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

5　子育て支援の充実

＜目指す姿＞

妊娠・出産・子育てを通して、子どもの発達・成長の段階に応じた「切れ目のない支援」が提供されるとともに、子育ての不安や負担が軽減され、誰もが安心して子どもを生み育てることができるまちを目指します。また、個々の家庭のライフスタイルが尊重され、すべての子育て世帯が自由に教育・保育環境を選択できるまちを目指します。

（１）現状

子どもを安心して生み育てることができるまちを目指して、子育て世代包括支援センター「さくらの木」や子育て支援センター、こども発達相談など、相談支援体制を整えています。

しかしながら、アンケート調査において、子育ての不安や負担を感じる人が、就学前児童、小学生の保護者ともに６割程度を占めており、目指す状態の途中にあります。

その中で、特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加しているほか、核家族化の進行、共働き世帯の増加、就労している母親の増加など、個々の家庭のライフスタイルが多様化しています。

（２）課題

認可保育所や学童保育の整備などを進めているものの、入所希望の増加や保育士の不足により待機児童が発生しています。あわせて、子育てに関する相談や支援を期待できる親族が身近にいない家庭も多く、育児サポートが得られないことを起因とした子育ての負担感や妊娠期の孤立感を軽減しきれていない状況です。

発達が気になる子どもや障がいのある子どもに対しては、特性や発達段階に応じた適切な支援が必要とされています。また、子どもの多様な特性について周囲の理解を深め、障がいのある子もない子も地域の中で見守ることが重要です。

（３）町が取り組むべきこと

５－１　子育てしやすい保育環境を整える

- 多様な運営主体の参画の促進を図りながら、地域の保育需要にあった認可保育所や学童保育所などの整備を行うとともに、保育士の働きやすい環境を整えるなど、保育人材の確保を進めることにより待機児童を解消します。【総合戦略】
- 保育所などにおいて、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう研修機会の充実などにより保育の質を向上させます。【総合戦略】
- 個々のライフスタイルや多様なニーズに対応した保育を充実させるとともに、保育環境を改善します。【総合戦略】

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

５－２　子育てに関する情報提供や相談・交流できる環境をつくる

- ●子育てに関する不安感や負担感を軽減できるよう、わかりやすく気軽に相談できる体制を充実させるとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。【総合戦略】
- ●子育て世帯が地域から孤立することがないよう、利用者のニーズにあった子育て講座や交流の機会を充実させます。【総合戦略】
- ●子育てに関する行政サービスの案内や地域の情報を、様々な方法を活用し、わかりやすく、積極的に発信します。【総合戦略】

５－３　子どもの障がいや発達に応じた支援を充実させる

- ●発達に関する相談や子育て教室で経過を見ていくことで、発達や成長の段階に応じた切れ目のない支援を早い時期から行える体制を整えます。【総合戦略】
- ●特別支援保育指導員の保育園などの巡回指導により、特別支援保育の質を向上させるとともに、加配保育士の適切な配置を促すなど、特別支援保育を充実させます。【総合戦略】
- ●福祉、保健、教育、医療など関係機関の連携を強化し、発達や成長の段階に応じた切れ目のない支援を行います。【総合戦略】
- ●小中連携による個のニーズに応じた特別支援教育を推進します。

５－４　安心して子育てできる環境を整える

- ●安心して出産・育児を行えるよう、母子の健康を保持するための支援を行うとともに、心身の負担を軽減するために出産や育児に関して不安のある方や出産後のサポートなどの支援を行います。【総合戦略】
- ●社会経済状況や若い世代の子育てに関する意識の変化から、子育てに経済的な負担を感じる家庭が増加しているため、児童手当や医療費など子育て世帯への経済的な負担を軽減します。【総合戦略】

Ⅴ 基本計画 （基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
子どもを育てやすいまちだと答えた保護者の割合【総合戦略】	69.5%	70.6%
0−17 歳の子どもの数【総合戦略】	9,040 人	9,130 人
子育てについて情報を知りたいときや相談したいときの相談体制に満足している町民の割合【総合戦略】	77.7%	80.0%
待機児童数（保育園）【総合戦略】	24 人	0 人
待機児童数（学童保育）【総合戦略】	72 人	0 人
加配保育士配置人数（認可保育所等＋学童保育所）【総合戦略】	26 人	45 人
乳幼児健診受診率	97.9%	98.0%
子ども施策に関する減免等経済的負担軽減事業数（国制度など町に実施判断がないものを除く）【総合戦略】	8 件	9 件

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○子育ての悩みがあれば、一人で抱え込まずに、家族や友人、相談機関に相談します。

○子育てについて学び、子どもを育てる力を高めるとともに、地域の一員として、まちの子育てに関する取組や行事に参加し、交流を深めます。

○家庭での子どもの健康づくりにつとめます。

＜町内会・地域＞

○地域の子育て支援活動を充実させるとともに、子育て世帯と地域の交流の機会づくりにつとめます。

＜企業・団体＞

○企業は、子育て世帯の従業員が、家庭や地域活動において子どもとの関わりを深められるよう配慮や協力につとめます。

○NPO 団体は、子ども・子育て支援について、団体の専門性や、資源を活かし関わります。

○保育施設は、多様な保育サービスの提供や質の向上につとめます。

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町健康増進計画「健康しめ 21」（後期）	令和元年度～令和５年度
志免町子ども未来プラン（第２期子ども・子育て支援事業計画）	令和２年度～令和６年度
志免町福祉総合計画	令和３年度～令和８年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

6　学校教育の充実

＜目指す姿＞

これからの社会が、どれほど変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、子どもたちそれぞれが思い描く幸せを実現できるような「生きる力」を、学校・家庭・地域が一体となって育むことができるまちを目指します。

（１）現状

志免町の学校教育では、「志免町の教育施策」に基づき、豊かな人間性、創造性、社会性・国際性を育む教育の充実と、その基盤となる家庭や地域の信頼を得る学校づくりを施策の柱とした教育行政を推進しており、「自分には良いところがあると思っている」「夢や希望をもっている」児童生徒が増えたことが成果です。

一方、児童生徒の学力や体力面の不安、不登校児童生徒数の増加、特別な支援を要する児童生徒への対応などに課題があります。志免町では教職員だけでなく、町学級補助員や町スクールソーシャルワーカー、町教育相談員も子どもたちが活き活きと学べるよう支援しています。

（２）課題

現状の問題に対して、学校と地域との連携・強化がこれまで以上に重要であり、学校と保護者と地域が一体となった地域とともにある学校づくり、いわゆるコミュニティ・スクール構想が必要です。あわせて、知識の習得や単純な問題解決だけでなく、新しい課題を自ら設定し、それを互いの理解のなかで達成する創造性や協調性が重要となり、そのような能力を伸ばす教育が必要です。

（３）町が取り組むべきこと

6－1　確かな学力、体力の向上を図る

- 確かな学力向上のために「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の３つの柱から取組を推進します。【総合戦略】
  - 「授業づくり」では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、基礎学力の定着につとめます。
  - 「集団づくり」では、Ｑ－Ｕ検査を活用・分析し、「やる気のあるクラス」「居心地のよいクラス」づくりを推進します。
  - 「習慣づくり」では、「家庭学習の仕方リーフレット」を活用し、家庭学習を推進します。
- 児童生徒が運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりの取組を推進します。
- 生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができるよう、睡眠や食生活などの望ましい生活習慣を定着させる健康教育を推進します。

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

６－２　豊かな心を育てる

- ●「ふるさと志免」を愛し、異文化を理解し、異なる価値観を受容する子どもを育てるため、自分ごととして「考え、議論する」道徳の授業を保護者に公開し、児童生徒の道徳性を育みます。【総合戦略】
- ●「いじめ防止対策推進法」「志免町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、正確な認知などの取組をさらに推進します。
- ●いじめ、不登校などの諸問題を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、スクールソーシャルワーカーや教育相談員を各学校や家庭に派遣し、学校が組織的に対応する取組を推進します。
- ●小中学校の円滑な接続を図るため、小中連携の促進や中学校入学説明会における児童生徒の絆づくりの取組を推進します。
- ●志免町子ども読書活動推進計画に基づき、読書に親しむ環境づくりを行います。

６－３　学校、家庭、地域が連携・協働し、まちの教育力を高める

- ●コミュニティ・スクールなど学校、家庭、地域の連携を強化するシステムの導入を促進し、それぞれが役割と責任を果たし、地域全体で子どもを育てる体制を整備します。
- ●志免町学校経営構想発表会を開催し、学校関係者だけでなく地域の皆様にも参加していただき、社会に開かれた学校づくりを推進します。
- ●町民一人ひとりが教育の重要性を考え、子どもを育む当事者としての意識を高めるため、「ふくおか教育月間」に合わせて、町全体で教育の機運を醸成します。

６－４　安全で快適な教育環境を整える

- ●ＩＣＴを活用できる教育環境の整備を進め、ＩＣＴを活用した学習・指導方法の改善や小中学校のプログラミング教育の体系化を図るとともに、一人ひとりへの個別最適化された学びを保障します。【総合戦略】
- ●学校、家庭、地域、警察などの関係機関が連携し、交通安全教育や火災・地震、不審者などに対応する避難訓練を実施します。
- ●学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。
- ●教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務を情報化することによる効率化など、教職員の働き方改革を進めます。

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

６－５　社会にはばたく力を育成する

●特別な支援が必要であると考えられる児童生徒に対する「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成するとともに、「ふくおか就学サポートノート」の利用を促進し、就学前から学校卒業後までを見通した継続性のある指導・支援を充実させます。

●自分で計画を立てたり、計画を実行したり、自分自身を振り返ったりしながら夢や目標をもつ子どもを育成するため、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要となる基盤や能力、態度を育てるキャリア教育を推進します。【総合戦略】

●児童生徒の英語コミュニケーションへの意欲や英語力を高めるため、小学校教員、中学校英語教員の研修啓発、ＡＬＴの活用の促進、学習ソフトの活用などを推進します。【総合戦略】

（４）成果指標

指標名	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
小中学校の教育内容と環境に満足している町民の割合【総合戦略】	41.9%	50.0%
全国学力・学習状況調査において、全ての教科区分で全国平均を上回った学校数 （小６・中３）【総合戦略】	小学校２校 中学校０校	小学校４校 中学校２校
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において体力合計点が男女とも全国平均を上回った学校数（小５男女、中２男女）	小学校０校 中学校０校	小学校４校 中学校２校
不登校児童生徒の割合	小　2.16% （全国平均　0.7%） 中　4.40% （全国平均 3.81%）	全国平均値以下
不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小　39.7% （全国平均 26.7%） 中　21.7% （全国平均 26.4%）	全国平均値以上
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあると回答した児童生徒の割合 (小６・中３）【総合戦略】	小 49.1% （全国平均 54.5%） 中 35.2% （全国平均 39.4%）	全国平均値以上
授業にＩＣＴを活用して指導できると回答した教職員の割合【総合戦略】	52.9% （全国平均 68.4%）	全国平均値以上
英検３級程度以上の英語力を有する生徒の割合（中３）【総合戦略】	33.3% （全国平均 44.0%）	全国平均値以上
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合（小６・中３）【総合戦略】	小　81.4% （全国平均 83.8%） 中　68.6% （全国平均 70.5%）	全国平均値以上

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○子どもとのコミュニケーションを深め、子どもに基本的な食生活や生活習慣が身に付くようにつとめます。

○ＰＴＡ活動や学校行事に参加するなど、地域全体で子どもと積極的に関わりを持ちます。

＜町内会・地域＞

○子どもの教育を支援する場・機会を提供します。

○子どもを対象とした地域の行事や活動を行います。

＜企業・団体＞

○職場体験や総合的な学習の時間などへ協力します。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
第四次志免町子ども読書活動推進計画	令和２年度～令和７年度
第二期志免町教育振興基本計画	令和３年度～令和７年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

7　子どもの健全育成

＜目指す姿＞

子どもがさまざまな体験を通して、豊かな人間性と想像力を育みながらたくましく生きる力を備え、健やかに成長するとともに、地域が子どもにとって安心して自分らしく過ごせる居場所となるまちづくりを目指します。

（１）現状

少子化や核家族化といった社会の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化は、子どもが年齢の違う子どもと一緒に遊んだり、地域の人々と接したりする機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立に影響を及ぼす可能性があると指摘されています。

アンケート調査においては、「子どもの健全育成のための地域・サークル活動」の満足度・重要度が低くなっており、近年、習い事などで子どもたちが地域の活動に参加する時間の余裕がなくなっていることが要因の一つと考えられます。

（２）課題

共働き世帯の増加が見込まれる中、学童保育だけではなく、子どもたちが放課後や学校の休業中に安心して過ごせる居場所の確保が必要です。

また、人間関係の希薄化により、子どもの自立性や社会性を育む環境が減少しているため、地域で子どもを育てることがより重要となってきています。

（３）町が取り組むべきこと

7－1　子どもの居場所をつくる

- 子どもにとって気軽に訪れることのできる遊び場や自分らしく安心して過ごせる居場所となるよう、公園や公民館、図書館などの身近な施設を充実させます。
- 放課後や学校の長期休業中に安全で安心して活動できる居場所を確保し、多様な体験や活動を選択できる環境をつくります。

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

7－2　子どもの健全育成を推進する

●学校・地域・関係団体と情報を共有し、青少年の非行を未然に防ぐ活動を推進します。
●子ども会育成会連絡協議会を通じて地域の子ども会・育成会活動を支援し、子どもの地域活動を充実させます。
●子どもたちの豊かな人間性を育むため、多様な体験活動を経験できる体制を整備し、体験活動の機会を増加させます。
●おはなし会を通して子どもたちに読書の楽しさを伝え、コミュニケーションを図る力や人を思いやる心を育むことで子どもたちが生きる力を身につけて健やかに成長するよう、本にふれあう機会を提供します。

（４）成果指標

指標名	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
町の行事や地域の活動、サークル活動などに参加した子どもの割合【総合戦略】	73.5% （平成 30 年度）	73.5%

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○家庭で、青少年の健全育成や防犯・防災対策の推進を図ります。

＜町内会・地域＞

○地域の状況に応じた子ども会活動を行い、学校・家庭・地域の連携を深めます。
○地域の中で子どもの居場所づくりについて考えます。
○子どもを地域全体で見守り、子どもの地域活動を支援する活動に関わる人を増やします。

＜企業・団体＞

○地域の状況に応じた子ども会活動を行い、学校・家庭・地域の連携を深めます。
○地域の中で子どもの居場所づくりについて考えます。
○子どもを地域全体で見守り、子どもの地域活動を支援する活動に関わる人を増やします。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町子ども未来プラン（第２期子ども・子育て支援事業計画）	令和２年度～令和６年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標３：健やかでやさしく支え合うまち）

8　健康づくりの推進

＜目指す姿＞

地域・団体、行政（町）が協力して、健康寿命を延ばすとともに、一人ひとりが健康に対する意識を持ちながら、生涯を通じて健康づくりに取り組み、健康でいきいきと生活できるまちを目指します。

（１）現状

健康でいきいきと生活できることを目指し、「健康しめ 21」（健康増進計画）に基づいて、ライフステージに応じた、生活習慣病の予防につながる「食生活」「運動」「予防」「こころ・休養」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」の６つの分野と、健康を支える「環境整備」の７つの分野での健康づくりに着実に取り組んでいるところです。

また、一人ひとりが健康に対する意識を向上できるよう、インターネットによる健診の申し込みや、粕屋医師会や保健所などとの連携も強化しています。

（２）課題

目指す姿を実現するためには、現在よりもさらに生活習慣を改善し、疾病の予防と、早期発見、早期治療による疾病の重症化予防などが必要です。

とりわけ、ライフスタイルの変化や社会・家庭での役割や責任が増える、40 代・50 代への健康づくりが重要となっています。

今後も人生 100 年時代を見据え、町全体で予防・健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばしていかなければなりません。

（３）町が取り組むべきこと

８－１　町民の健康意識を高め、健康管理・健康づくり活動を促進する

- 「健康しめ 21」に基づき、健康に関する意識向上を図り、ライフステージに応じた町民の主体的な健康づくりを支援します。【総合戦略】
- 地域公民館など身近な場での健康づくりの機会を充実させます。【総合戦略】
- 食生活改善推進会による親子料理教室や小学校での食育教育などを通した食育推進を支援します。【総合戦略】
- 心の健康づくりについて、相談窓口の紹介などを行い、啓発するとともに、ゲートキーパーなどの自殺対策を支える人材を育成します。【総合戦略】
- 新型インフルエンザや新型コロナなどのウイルス感染症に対する予防を啓発するとともに、予防接種を勧奨します。
- 望まない受動喫煙を防止するため、啓発を行います。

Ⅴ　基本計画　（基本目標２：子どもの笑顔があふれるまち）

8 － 2　生活習慣病を予防する

●健康診断などの様々な機会を利用して、生活習慣病予防に関する啓発を行います。

●がん検診・特定健診を周知し、受診率を向上させます。

●早期発見・早期治療により重症化を予防するため、保健指導などを充実させます。

（４）成果指標

指標名	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
心身がともに健康だと感じる町民の割合【総合戦略】	68.7%	69.0%
日頃、健康のための取組（3 項目以上）を行っている町民の割合【総合戦略】	63.3%	67.8%
国保特定健診受診率	32.4% （暫定値）	60.0%

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○検診を受けて、病気の早期発見・治療を行います。

○普段から、健康について意識して生活を行い、行動します。

＜町内会・地域＞

○健康教室を実施します。

○食生活改善推進会へ参加し、地域教室で学びます。

＜企業・団体＞

○従業員が検診を受けやすい環境を整えます。

○行政が実施する検診や健康づくり事業の周知などに協力します。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 30 年度～令和５年度
志免町健康増進計画「健康しめ 21」（後期）	令和元年度～令和５年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標３：健やかでやさしく支え合うまち）

9　高齢者福祉の充実

＜目指す姿＞

高齢者が地域や高齢者を支援する関係機関とつながり、地域で暮らす人たちとともに支え合い、住み慣れた所で、生きがいを感じながら安心して暮らすことができるまちを目指します。

（１）現状

志免町の総人口に占める高齢者人口の割合を表す高齢化率は、平成 22 年は 18%でしたが、平成 31 年度は 23%となり、着実に高齢化が進んでいることから、高齢者福祉は町にとってますます重要になっています。アンケート調査においては、高齢者が地域で生活する時に特に心配になることとして、「健康」が上位に上がっています。

これまで、安心して地域で生活できるように町民や関係機関と連携し、地域で包括的に支援する体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進してきました。また、平成 31 年 4 月から糟屋 1 市 7 町で粕屋医師会へ在宅医療・介護連携推進事業の委託を開始しました。

（２）課題

高齢化率は、今後さらに上昇していくものと考えられます。その中で、就労意欲の高い高齢者の増加が見込まれます。

また、高齢化の進行に伴い、特に地域との関係が希薄な一人暮らし高齢者などの見守りや支援が必要となると見込まれます。

くわえて、地域を基盤として、町民、保健福祉の関係者や行政が一体となって、多様な課題に取り組む包括的な支援体制の構築を引き続き行う必要があります。

（３）町が取り組むべきこと

9－1　地域で高齢者を見守り、支援する

- ●町民の互助に対する意識を啓発し、町民主体による見守りを支援します。【総合戦略】
- ●地域ケア会議で地域課題を検討し、地域ネットワークを構築します。【総合戦略】
- ●日常生活を支え合う体制をつくるため、町内会や関係機関と連携します。
- ●在宅医療と介護を一体的に提供できる環境を整えるため、医療と介護の専門職と連携します。
- ●認知症サポーターを養成するなど、地域の認知症への理解と協力を拡大します。
- ●実践的な活動につながるよう、認知症サポーターを支援します。

Ⅴ　基本計画　（基本目標３：健やかでやさしく支え合うまち）

９－２　高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援する

- ●高齢者が地域活動に参加できるよう、地域の交流の場となる居場所の情報を提供します。【総合戦略】
- ●高齢者の地域活動を活性化するため、シニアクラブを支援します。【総合戦略】
- ●高齢者が就労を通して生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターへの加入促進を図るため、事業活動を支援します。【総合戦略】

９－３　介護予防と健康づくりによる自立した生活を支援する

- ●転倒予防、フレイル及び閉じこもり対策として、介護予防教室を住まいから歩いて通える公民館などにて開催します。【総合戦略】
- ●公民館などでの介護予防教室に多くの高齢者が参加できるよう、周知と啓発を行います。
- ●介護予防教室では理学療法士などの専門職が家庭でも行える運動などを紹介します。
- ●介護予防と生活習慣病予防の一体化で高齢者の健康づくりを行います。

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
暮らしやすい地域であると感じる高齢者の割合【総合戦略】	58.7%	60.0%
地域生活に心配になることがないと感じる高齢者の割合【総合戦略】	12.9%	14.0%
自立高齢者（65 歳以上で介護認定を受けずに生活している高齢者）の割合【総合戦略】	85.8%	87.0%
要介護状態（要介護 1～５）になっても在宅生活している人の割合	67.8%	68.2%
シルバー人材センターへの加入率【総合戦略】	2.6%	2.6%
公民館などでの介護予防教室に参加した高齢者の延べ人数【総合戦略】	6,187 人	6,250 人

Ⅴ　基本計画　（基本目標３：健やかでやさしく支え合うまち）

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○高齢期になってからも、地域や社会との関わりを積極的に持ち続けます。

○互助に対する意識を持ち、高齢者への声かけや見守りを行います。

○健康意識を高め、健康づくりを行います。

＜町内会・地域＞

○高齢者への声かけをはじめ、地域で支え合うことのできる体制を構築するとともに、高齢者の地域活動への参加を支援します。

＜企業・団体＞

○地域や町と連携し、支援活動や様々なサービスを通じて、高齢者の見守りや支え合いを支援します。

○高齢者のニーズにあった支援サービスを提供します。

○高齢者に向けた情報提供を行い、高齢者が活躍できる機会を増やします。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町健康増進計画「健康しめ 21」（後期）	令和元年度～令和５年度
志免町福祉総合計画	令和３年度～令和８年度
福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画	令和３年度～令和５年度

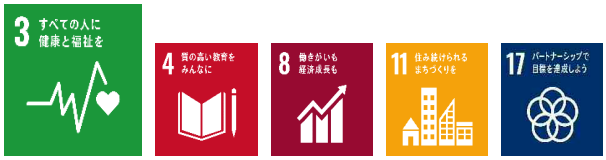

Ⅴ　基本計画　（基本目標３：健やかでやさしく支え合うまち）

10　障がい者福祉の充実

＜目指す姿＞

障がいがある人もない人も、誰もが自分らしく、安心して暮らし続けることができる基盤を整え、地域に暮らす人たちがともに支え合うまちを目指します。

（１）現状

志免町の身体障害者手帳所持者数は 1,589 人、療育手帳所持者数（知的障がい者）は、382 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 331 人となっており（令和元年度末）、知的障がい者や精神障がい者は増加傾向にあります。

また、身体障害者手帳所持者のうち 65 歳以上の高齢者が全体の 74.2%を占めており、障がい者本人や家族の高齢化が進んでいます。

その中で、役場福祉課内に、志免町障害者在宅介護支援センターやこども発達相談員を設置するなど、相談支援体制が整ってきています。また、法改正や福祉サービスの拡充などにより、障がいがある人の社会生活の選択肢が増え、必要とする支援や社会参加のニーズが多様化しています。

（２）課題

町民一人ひとりが障がいに対する理解を今後もさらに深め、適切な配慮ができるようになることが重要です。

また、障がいのある人が必要とする支援や社会参加のニーズの多様化に対応できるケアマネジメント体制の拡充が必要です。

あわせて、家族（親）の亡きあとも安心して暮らしていけるよう地域生活支援拠点などを整備するとともに、障がいのある人本人の意思を尊重するための意思決定支援など、地域共生社会の実現に向けた包括的支援や地域包括ケアシステムの構築が必要です。

Ⅴ　基本計画　（基本目標３：健やかでやさしく支え合うまち）

（３）町が取り組むべきこと

10－１　障がい者が地域で自立した生活ができるよう支援する

- ●障がいのある人が一人ひとりの状況に応じた包括的支援や適切なサービスを受けられるよう、相談体制を充実させます。
- ●障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしく暮らしていけるよう、包括的支援の構築に向け、地域の関係機関と連携し、障がい者支援における地域課題や困難事例への対応方法などを協議します。
- ●就労支援関係機関との連携を強化し、就労対策を充実させるとともに、地域の活動や行事での町民との交流を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。
- ●講演会やイベントの開催にあたり、障がいのある人もない人も安心して参加できるよう、企業や事業所へ啓発します。

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
障がいのある人にとって暮らしやすいと思う障がい者の割合	37.8%	41.8%
障がい福祉サービス利用者のうち、在宅生活者の割合	80.6%	82.0%

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○障がいについての講演、催しなどに参加し、障がいの理解を図ります。

○障がいのある人もない人も地域住民として、地域の活動に参加します。

＜町内会・地域＞

○障がいのある人への声かけや見守りなどを行います。

○障がいのある人が共に地域で生活できるよう理解を深め、必要に応じて支え合います。

＜企業・団体＞

○「障害者差別解消法」について理解し対応できるようにします。

○地域や町と連携し、障がいのある人の支え合いを支援します。

○支援事業所は、障がい特性や個別のニーズに応じたサービスの提供や相談を行います。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町福祉総合計画	令和３年度～令和８年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標３：健やかでやさしく支え合うまち）

11　社会保障の健全な運営

＜目指す姿＞

町民がけがや病気などの医療を受ける必要があるときや経済的に困窮したときなど、適正な社会保障を受けることができ、みんなが安心して生活を送れるまちを目指します。

（１）現状

平成 30 年度に国民健康保険の制度改革（広域化）が実施され、後期高齢者医療制度とともに、県が運営主体となったことで、社会保障の財政基盤が安定した一方、被保険者の高齢化や医療の高度化、診療報酬の上昇などにより、医療費の増加が続いています。

あわせて、社会保険の制度拡大により、国民健康保険の被保険者数は年々減少しており、被保険者数のうち、所得の低い方の割合が大きくなっています。

（２）課題

町民が適正な社会保障を受けるためには、医療保険制度の安定が必要です。そのためには、「給付の適正化」や「保険税（保険料）の収入確保」だけでなく、保険者努力支援制度など国の補助金なども有効に活用していく必要があります。

また、町民の病気の早期発見・早期治療及び予防の強化、日頃からの健康づくりへの取組が重要です。

さらに、個人情報やプライバシーを十分に留意しながら、生活に困窮している人の早期把握が必要です。

（３）町が取り組むべきこと

11－１　国民健康保険・後期高齢者医療の健全な運営につとめる

- ●特定健診の受診率を向上させ、生活習慣病などを早期に発見し、重症化予防を実現します。
- ●レセプト点検をさらに強化するとともに、ジェネリック医薬品の使用を促進します。
- ●国民健康保険の安定的な運営のため、保険税の適正な賦課を行い、収納率を向上させます。

11－２　国・県の施策や関係機関を活用し、安定した生活ができるよう支援を行う

- ●社会保障に関する施策や制度をわかりやすく町民に周知します。
- ●支援を必要とする人の多様な相談に対応するため、支援機関の情報を広く提供します。
- ●県福祉事務所など関係機関が行う支援を必要とする人へつなげます。
- ●各関係機関及び民生委員や町内会など地域と連携し、地域で支援を必要とする人を早期に把握します。

Ⅴ 基本計画 （基本目標３：健やかでやさしく支え合うまち）

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
国民健康保険税収納率（現年分）	91.88%	92.5%
後期高齢者医療保険料収納率（現年分）	99.00%	99.2%
一人あたりの医療費（国民健康保険）	357 千円	350 千円
一人あたりの医療費（後期高齢者医療）	1,237 千円	1,237 千円

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○医療給付費の現状を認識し、適正な医療の受診を心掛けます。

○特定健診の受診とジェネリック医薬品の利用を心掛けます。

○日頃から健康づくりにつとめます。

○社会保障の制度や施策の理解を深めます。

＜町内会・地域＞

○特定健診の受診やジェネリック医薬品の利用を呼びかけます。

○必要なときに、行政や民生委員などとの連携ができる地域づくりを行います。

＜企業・団体＞

○必要なときに、行政や地域などに協力できる組織づくりを行います。

○生活困窮者への支援を行います。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 30 年度～令和５年度
志免町健康増進計画「健康しめ 21」（後期）	令和元年度～令和５年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標４：安全で安心に暮らせるまち）

12　防犯、交通安全対策の推進

＜目指す姿＞

町民、警察、関係団体との連携を深めるとともに、町民一人ひとりが「地域の安全は自分たちで守る」という防犯・交通安全の意識を高め、町民が主体的に地域の防犯・交通安全活動を展開するまちを目指します。

また、町民自らが消費者問題を理解し、詐欺などの悪質商法や契約トラブルなどの様々な消費者問題にあわず、安心して消費生活が送れるまちを目指します。

（１）現状

防犯については、防犯指導員による青色回転灯付きパトロールカーでの防犯パトロールや地域の防犯灯の設置を支援することで、志免町の刑法犯認知件数は近年減少傾向にあるなど、町民の意識が高まっています。

交通安全についても、子ども達の登下校の時間帯における交通安全指導員による保護誘導や、年４回の交通安全運動をはじめ、交通安全指導員や協力団体と連携して街頭指導や飲酒運転撲滅運動を行った結果、町民の意識が高まり、交通事故発生件数は近年減少傾向に推移しています。

消費者問題については、ニセ電話詐欺や悪質商法など、これまで以上に多様化がみられます。

（２）課題

防犯については、町民の意識などに地域差があります。これは各地域において、防犯活動の中心となる人材の育成が進まないことなどが要因です。また、管理不全な空き家は、犯罪の温床となる可能性があります。

交通安全については、小学生などへの啓発による対策に注力しがちですが、運転手側に起因した交通事故が後を絶たないことから、対策が求められます。

消費者問題については、その多様化に対して、町民が意識を保つことが年々困難になっており、未然に防ぐための対策が急務です。

Ⅴ　基本計画　（基本目標４：安全で安心に暮らせるまち）

（３）町が取り組むべきこと

12－１　地域ぐるみの防犯活動の促進と防犯環境を整える

●「志免町地域安全安心センター」を拠点として、地域の防犯機能を強化します。【総合戦略】
●防犯指導員による青色回転灯付きパトロールカーでの地域防犯パトロールを行うとともに、地域の防犯灯の設置を支援します。【総合戦略】
●犯罪の温床となりえる、管理不全な状態で放置されている空き家に対し、その所有者に適正に管理するよう助言や指導を行います。また、管理不全な空き家を早期に把握するため、防犯指導員による町内巡回を実施するとともに、地域住民からの情報提供を呼びかけます。【総合戦略】

12－２　交通安全に対する意識を高める

●小学生を対象に交通ルールや交通マナーの指導を行う交通安全教室を開催するとともに、高齢者には交通安全大会や運転講習への参加を促進します。
●街頭指導などの交通安全活動に従事する交通安全指導員を確保します。
●児童生徒の安全対策のため、各学校の通学路の危険箇所に通学保護員を配置します。

12－３　消費者トラブルを防止する相談・啓発活動を充実させる

●消費者問題についての周知、啓発を行うとともに、消費者トラブルについての相談事業を行います。
●多様化する消費生活問題に対応できるよう、研修会などに参加して消費生活相談員の資質を向上させます。
●有資格者である消費生活相談員を安定的に確保します。

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
日常から防犯対策を行っている町民の割合【総合戦略】	87.0%	87.8%
刑法犯認知件数【総合戦略】	241 件	210 件
交通事故発生件数	296 件	270 件
消費生活センターあっせん解決率	93.4%	93.4%

Ⅴ　基本計画　（基本目標４：安全で安心に暮らせるまち）

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○日頃から防犯に対して備えるとともに、外出時には近所に声かけをするなど、隣人とのコミュニケーションを深めます。

○交通ルールや交通マナーを守ります。

○消費生活センターの役割を認識し、発信される情報などに関心を持ち、地域で開催される出前講座などに積極的に参加します。

＜町内会・地域＞

○青色回転灯付きパトロールカーでの地域防犯パトロールなど地域ぐるみで定期的な防犯活動を行います。

＜企業・団体＞

○消費者のニーズを把握し、事業者としての責任を自覚した事業活動を行います。

Ⅴ　基本計画　（基本目標４：安全で安心に暮らせるまち）

13　防災、減災対策の推進

＜目指す姿＞

町民が「自分のことは自分で守る」といった高い防災意識を持ちあわせて、町民、地域、事業所などが相互に連携した地域防災力を備える、災害に強いまちを目指します。

（１）現状

近年、台風の大型化や記録的大雨による土砂災害や洪水・浸水害が懸念されています。このような状況を踏まえ、県の宇美川浸水想定区域の見直しに伴い、志免町の防災ハザードマップを改訂するとともに防災出前講座などによって、町民の防災意識は高まりつつあります。また、災害時における協力体制を整えるため、事業所などと避難場所や物資の提供・輸送などに関する災害時応援協定を締結しています。

（２）課題

過去の大規模災害の経験から、公的機関からの「公助」には限界があり、地域防災力として自分や家族を守る「自助」と地域で助け合う「共助」がかかせません。しかし、地域で率先して防災活動を実践する自主防災組織の中心となる人材や自主防災組織が不足し、地域防災力の要となる消防団員も定員に達していないなど、地域防災力は万全とはいえません。

また、昨今の未曾有の豪雨や災害に対して、治水機能も十分ではありません。

（３）町が取り組むべきこと

13－１　減災対策を強化する

- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域などに関する情報提供を行うとともに、災害時には防災行政無線、緊急速報メール、防災メール、町のホームページ、また、テレビ、ラジオなど多様な手段を用いて、災害情報を発信します。
- 地震発生時の建築物倒壊などによる被害の減少と緊急避難路などの確保のため、「志免町耐震改修促進計画」に基づいた建築物の耐震診断や耐震改修を促進します。

Ⅴ 基本計画 （基本目標４：安全で安心に暮らせるまち）

13－２ 災害時に迅速に対応できる体制を確立する

- ●地域防災力の要となる消防団員を確保します。【総合戦略】
- ●自主防災組織の設置を促進するとともに、活動支援を行います。また、自主防災組織の中心となる人材を育成します。【総合戦略】
- ●災害時の協力体制を整えるため、事業所などと災害時応援協定を締結します。
- ●災害時にスムーズに救援活動を展開できる体制を整えるため、避難行動要支援者を把握します。
- ●避難所での感染症対策のため、衛生用品を含めた備蓄資機材を継続して整備します。

13－３ 災害に強い基盤をつくる

- ●豪雨による冠水が発生する地域について、効率的かつ効果的に雨水を排水するため、雨水排水路の清掃などの維持管理を行います。
- ●「志免町道路冠水対策基本計画」に基づいた効果的な冠水対策ができるよう、冠水状況などの様々な要素を考慮して設定した優先度により、雨水排水路の新設や雨水排水路を大きくするなどの改良を行います。

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
日常から防災対策・準備をしている町民の割合【総合戦略】	68.1%	69.0%
危険箇所（土砂災害警戒区域、浸水想定区域）の認知度	25.6%	33.0%
消防団員の人数【総合戦略】	170 人	180 人
自主防災組織設置数【総合戦略】	26 組織	27 組織
道路冠水対策整備率	1.48%	9%

Ⅴ　基本計画　（基本目標４：安全で安心に暮らせるまち）

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○防災用品を備えるとともに、日頃から隣人とのコミュニケーションを深め、災害の際には助け合いのできる関係を構築します。

＜町内会・地域＞

○防災訓練などにより防災意識を高め、自主防災組織を中心とした災害時の避難行動要支援者の見守り体制を整えます。

＜企業・団体＞

○防災に特化した企業やＮＰＯ団体による講座・研修会などにより、地域の防災力の強化を支援します。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町耐震改修促進計画	平成 25 年度～令和 4 年度
志免町道路冠水対策基本計画	平成 27 年度～令和 6 年度
志免町備蓄基本計画	平成 27 年度～
志免町地域防災計画	令和元年度改訂～

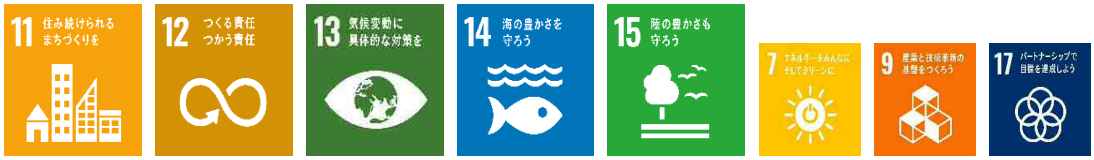

Ⅴ　基本計画　（基本目標５：環境にやさしく快適に暮らせるまち）

14　快適な生活環境の維持と循環型社会の構築

＜目指す姿＞

町、町民、事業所が一体となり、それぞれの立場で考え行動することができるよう環境美化や環境問題への高い意識を持ち、ごみの減量化やリサイクル化などが進む環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が構築された、清潔で美しいまちを目指します。

（１）現状

ごみの不法投棄、野焼き、ペットの糞害、野良猫への餌やり、空地の雑草の繁茂など生活環境を悪化させる事象が後を絶ちません。また、緑地や水辺空間などの自然環境は、町域も狭く、大規模な山林もないため、わずかしかありません。

一方、ごみ排出においては、ごみの分別や３Ｒの徹底、廃棄物の排出抑制に向けた資源を循環させる仕組の構築などにより、清潔で美しいまちに少しずつ近づいています。

（２）課題

今後、清潔で美しいまちになるためには、町民の日常生活における環境美化意識やモラルの向上が求められます。

また、一人あたりのごみ排出量の増加、地球規模による温室効果ガス排出量が増加しているなど、自然環境に配慮し、自然と共生していく社会の形成には至っていません。

さらに、緑地などの自然環境は、都市化が進み、減少しています。

（３）町が取り組むべきこと

14－１　マナー啓発や美化活動により美しいまちを維持する

- 生活環境被害を軽減させるため、野良猫への無責任な餌やりに対して適切に指導するとともに、地域猫活動支援事業による不妊去勢手術を実施するなどの取組を推進します。
- 町内一斉清掃により、自分たちのまちは自分たちできれいするという、環境美化に対する意識を向上させます。
- 環境監視員を効果的に活用し、不法投棄、ペットの糞害、野焼きなどの生活環境に関する問題に対する、啓発や指導を行います。

Ⅴ　基本計画　（基本目標５：環境にやさしく快適に暮らせるまち）

14－２　ごみを適切に収集して処理する

- ごみの出し方や分別の仕方などが徹底されるよう、広報誌や町のホームページなどを利用して啓発します。
- 家庭や事業所から出るごみを収集、運搬する方法や選別、処理する施設などのごみ処理体制を安定的かつ継続的に確保します。

14－３　地球温暖化防止と資源の有効利用を進める

- 地球温暖化対策推進法に基づく、温室効果ガス排出量の削減のため、地球温暖化対策を行います。
- 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく、ごみ減量のため、食品ロスの削減対策を行います。
- ごみの減量化と資源化を推進するため、４Ｒ（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）活動を推進し、資源の有効活用を行います。

14－４　貴重な自然環境を守る

- 町内の貴重な緑地を守るため、まとまった緑地を「緑地保全林地区」に指定します。
- 良好な環境の保護と町民の自然を大切にする意識を高めるため、町民の自然環境保護活動への参加を促進します。

（４）成果指標

指標名	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
町の環境衛生について「特に気になることがない」と答えた町民の割合	28.4%	36.4%
町民一人１日当たりのごみ（燃やせるごみ）の排出量	626ｇ	626ｇ
１年間の資源回収量	822ｔ	822ｔ
自然環境保護活動を行っていると答えた町民の割合	10.4%	10.4%

Ⅴ　基本計画　（基本目標５：環境にやさしく快適に暮らせるまち）

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○ごみの減量化と資源化を行うため、４Ｒ（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）活動を実行し、資源の有効活用を行います。

○環境美化活動に積極的に取り組みます。

○温室効果ガス排出量を削減させる取組を実行します。

＜町内会・地域＞

○町民・個人など一人でできることを、町内会や地域がけん引役を担います。

＜企業・団体＞

○町民・個人など一人でできることを、事業者も実践します。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町一般廃棄物処理基本計画	平成 29 年度～令和 13 年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標５：環境にやさしく快適に暮らせるまち）

15　快適な都市基盤の整備

＜目指す姿＞

道路、公園、上下水道などの適正な維持と利便性の向上により持続可能な都市基盤が整備されるとともに、地域特性にあったまちづくりが推進される、将来にわたって快適な住環境が整ったまちを目指します。

（１）現状

福岡市に隣接し都心部への交通アクセスの良さなどによりベッドタウンとして人気が高いことから、新たな宅地開発による住宅供給が進み人口が増加しています。

そのような中、町外より転入者が多い地域や高齢化が進んでいる地域など、それぞれの地域特性が顕在化しています。

一方、道路・公園・上下水道などの施設はほぼ整備が完了しており、地域の公共交通も町内で無料の巡回バスを運行しているため、一定の都市基盤は整っている状況です。

（２）課題

道路、公園、上下水道などの施設は、変化する環境の中でも持続できるように今後も適正な維持管理をしていく必要があります。

特に道路においては、主要道路での慢性的な交通渋滞と生活道路での車両、歩行者通行量の急速な増加への対応として、都市計画道路「志免宇美線」の早期完成と交通安全対策の実施、安全な通学路の確保が課題となっています。

また、近年民間事業者による狭小な土地分譲や中高層住宅の建築などの住宅供給と大型店舗の立地が多くなっており、周辺の住環境を守るために適切に指導を行うことが必要です。

（３）町が取り組むべきこと

15－１　安全で便利な道路環境を整える

- ●慢性的な交通渋滞の対策や交通の利便性向上のため、都市計画道路「志免宇美線」の早期完成を目指し、関係機関に働きかけます。
- ●交通量など様々な要素を考慮し設定した各計画に基づき道路拡幅、歩道整備、舗装や橋梁を改修するとともに、通学路の交通安全対策や水路への転落防止対策を行います。

Ⅴ　基本計画　（基本目標５：環境にやさしく快適に暮らせるまち）

15－２　快適な住環境を整える

- ●町の都市計画の基本方針を定めた「志免町都市計画マスタープラン」に基づき、各地域の特性にあった土地利用を促進します。
- ●新たな開発事業による住環境の悪化を防ぐため、「志免町開発事業指導要綱」に基づく協議により事業者に対し適切に指導します。
- ●公園の適正管理により、緑豊かな環境の創造と安心して利用できるスペースの提供を行います。
- ●快適な暮らしと町内の衛生環境を保つため、下水道施設を計画的に更新するとともに、下水道事業の健全な経営を行います。
- ●町内公共施設などを利用する際の利便性向上のため、地域公共交通に係る専門部署を設けて、巡回バスを運行するとともに、時代やニーズにあった町内の交通手段について調査、研究します。【総合戦略】
- ●高齢化がすすむ戸建ての住宅団地において、多世帯住宅や平屋住宅、バリアフリー住宅を建築しやすくするため、時代と地域特性にあった建築規制の見直しを行います。【総合戦略】

15－３　安全な水を安定的に供給する

- ●安心して飲める水を安定して供給するため、水道施設を計画的に更新するとともに、水道事業の健全な経営を行います。

（４）成果指標

指標名	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
自宅周辺の身近な道路の利用しやすさに満足している町民の割合	61.1% （暫定値）	63.0%
狭小な土地分譲（分譲の平均が 140 ㎡以下未満）の割合	30.7%	0.0%
身近な公園や広場の利用しやすさに満足している町民の割合	62.8 （暫定値）	67.0%
巡回バスの利用者数【総合戦略】	82,330 人	85,000 人
給水制限や断水の発生日数（自然災害や計画的な工事等によるものを除く）	0 日	0 日

Ⅴ　基本計画　（基本目標５：環境にやさしく快適に暮らせるまち）

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○町民みんなが利用する道路、公園、上下水道などの公共物を安全・適正に利用します。

＜町内会・地域＞

○都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、都市計画法の申出制度や提案制度を利用した地域住民発意による計画を作成します。

＜企業・団体＞

○地域にあった土地利用の仕方や建築規制を正しく理解し、遵守します。

○「志免町開発事業指導要綱」の内容を正しく理解し、開発事業を行います。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町道路転落等危険箇所対策計画	平成 27 年度～令和 6 年度
志免町水道事業ビジョン	平成 27 年度～令和 6 年度
志免町橋梁個別施設計画	平成 31 年度～令和 10 年度
志免町通学路交通安全プログラム	令和 2 年度～令和 3 年度
志免町道路整備計画	令和 2 年度～令和 11 年度
志免町都市計画マスタープラン（令和 3 年度改定予定）	令和 4 年度～令和 22 年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標６：住民と行政がともに創るまち）

16　健全な行財政運営

＜目指す姿＞

限りある資源（ヒト、モノ、カネ）をつなぎ合わせ、事務事業の見直しや選択と集中を進めながら、将来にわたって、町民ニーズに対応し続けることができる持続可能なまちを目指します。

（１）現状

町の最上位計画であるこの「志免町総合計画」を効果的に推進していくために、各施策の目的や達成状況を明確にして評価を行い、次年度の経営方針や予算編成などに活用しています。

また、財政については、予算編成や行財政運営の指針である中期財政計画（平成 27 年度から令和元年度）の実施により、町有財産の有効活用、町債残高の縮減、基金積立額の増加など一定の効果をあげていますが、経常収支比率は 90%付近であり、財政の弾力性の確保は難しい状況となっています。

一方、町職員の人材育成については、人事評価制度を活用した適切な人事管理と各種研修による能力向上を行っています。

（２）課題

町民ニーズの多様化などにより、志免町が抱える事務事業数も増加傾向であるため、行政評価制度を活用して、相対評価による事業の選択と集中を行い、事業の統合や縮小、廃止を行っていくことが急務です。

また、新たな財源確保のために、町の未活用財産の有効活用や企業版ふるさと納税などの仕組み構築も課題となっています。

一方、町職員の人材育成については、多様化、高度化する町民ニーズに対応するために、研修による能力向上や質の高い人材の確保が必要です。

くわえて、町を越えた広域にわたる課題への対応や事業コスト縮減のためには、近隣自治体と事業の共同化を進めるなど、広域での連携が必要です。

Ⅴ　基本計画　（基本目標６：住民と行政がともに創るまち）

（３）町が取り組むべきこと

16－１　健全な財政運営を行う

- ●外部資金を獲得するため、従来のふるさと納税を充実させるとともに、クラウドファンディング型ふるさと納税や企業版ふるさと納税といった新たな取組を活用します。【総合戦略】
- ●限られた財源を有効活用するため、行政評価制度を活用したメリハリのある予算編成を行います。
- ●入札の透明性と競争性を確保するため、社会情勢に対応する入札のあり方を調査、研究するとともに、適正な契約事務を行います。
- ●自主財源を確保するため、適正な課税と公平公正な徴収を行います。

16－２　公共施設などの効率的・効果的な管理運営を行う

- ●公共施設にかかるトータルコストを縮減し、財政負担を軽減するため、「志免町公共施設等総合管理計画」による公共施設の管理方針のもと「志免町公共施設個別施設計画」による公共施設の計画的な改修などを進めます。
- ●維持管理費の削減と自主財源の確保のため、未活用、低利用の町有地の売却や貸付を行います。

16－３　戦略的な行政経営を行う

- ●総合計画に基づく計画的な行政運営を行うため、行政評価制度による事業の優先度や費用対効果などを検証します。
- ●行政課題に速やかに対応するため、庁内の横断的な連携体制を強化するとともに、多様化、複雑化する町民ニーズに対応できる組織づくりを行います。
- ●福岡都市圏や糟屋地域との広域連携による事業を推進するとともに、他自治体との連携を強化します。

16－４　町政を担う人材を育成する

- ●多様化・複雑化するニーズに応えることができるよう、専門的な知識や技能の習得、能力の開発や向上を目指す研修や階層、職種に応じた研修を行い、町民から信頼され、これからの時代を担う職員を育成します。
- ●人事評価制度を活用し、適切な人事管理と人材育成を行います。

Ⅴ 基本計画 （基本目標６：住民と行政がともに創るまち）

（４）成果指標

指標名	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和７年度）
ふるさと納税寄附額【総合戦略】	6 億 5 千万円	7 億円
実質公債費比率	6.0%	7.0%以下
経常収支比率	92.3%	93.0%以下
財政調整基金残高	38 億 3 千万円	20 億円
町税収納率	95.93%	96.00%
施策の成果指標が目標を達成した割合	－	60.0%以上
職員の対応に満足している町民の割合	87.7%	92.0%

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○町の財政や資源への意識をもち、公共施設などを大切に利用します

○町の取組について関心をもち、効率的・効果的に取組が行われているか評価します。

○納税の義務を果たします。

＜企業・団体＞

○ふるさと納税制度に沿った、魅力ある返礼品を提供します。

〇納税の義務を果たします。

（６）関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町公共施設等総合管理計画	平成 29 年度～令和 23 年度
志免町公共施設個別施設計画	令和 2 年度～令和 26 年度

Ⅴ　基本計画　（基本目標６：住民と行政がともに創るまち）

17　行政サービスの充実と住民参画、協働の推進

＜目指す姿＞

町民が必要な町の情報をいつでも的確に入手でき、町に意見を伝える機会や、まちづくりに積極的に参画する機会が提供されることによって、町民と行政がつながり、満足度の高い行政運営ができるまちを目指します。

（１）現状

地方分権、行財政改革、情報通信技術（ＩＣＴ）、グローバル化などの行政運営を取り巻く環境が大きく変化しているとともに、ライフスタイルの多様化や少子高齢化などにより、町民のニーズも多様化、複雑化、高度化しています。

そのような中、「志免町みんなの参画条例」の施行などにより、ワークショップの開催やアンケート調査の実施などの町民がまちづくりへ参画する環境は、一定程度整備されています。

さらに、町民のまちづくりへの参画の推進や協働のまちづくりのパートナーとなる住民活動団体やNPO 法人などの活動支援のために、まちづくり支援室を設置しています。

（２）課題

多様なライフスタイルに対応するために、必要な町の情報をすぐに見つけることができるソーシャルメディアを活用した情報発信が必要です。

また、町民ニーズを正確に把握するために、ワークショップやアンケート調査などにより、町民がまちづくりへ参画することが必要です。まちづくりへの参画を進めるためには、いかに町民のまちづくりに対する関心を高めていくかが課題です。

くわえて、多様化、高度化する町民ニーズに対応するために、住民活動団体やＮＰＯ法人などの様々な主体と連携することも必要です。

（３）町が取り組むべきこと

17－１　行政サービスの向上と情報化を進める

- ●町民の多様なライフスタイルや新しい生活様式に対応できるよう、行政手続きのオンライン化やＳＮＳによる情報発信などのＩＣＴを活用した行政サービスを行います。【総合戦略】
- ●効率的な行政運営を行うため、ＩＣＴを活用した業務のシステム化とネットワーク化を行います。【総合戦略】

Ⅴ　基本計画　（基本目標６：住民と行政がともに創るまち）

17－２　公正公平で適切に事務を執行する

●法令などに基づき、適正な住民情報の管理と運用を行うなど、公正公平に事務を執行します。
●投票率向上に向けた啓発を行うとともに、選挙管理委員会の適正な運営と各種選挙の適正な管理執行を行います。

17－３　情報提供と情報共有を進める

●必要な情報をすぐに見つけることができ、高齢者や障がいのある人などにも配慮した様々な広報媒体を作成します。

17－４　住民参画と協働を進める

●町の重要な政策や計画の策定について、ワークショップやアンケート調査などの町民が参画する機会を効果的に取り入れます。
●町民のまちづくりへの参画や協働のまちづくりのパートナーとなる住民活動団体の活動を支援します。
●町にふさわしい協働のあり方について研究するとともに、協働についての啓発機会を広げます。

（４）成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和７年度）
行政サービスに満足している町民の割合【総合戦略】	69.3%	70.0%
町に対して意見を伝える機会があることを知っている町民の割合	34.1%	40.0%
必要とするまちの情報が入手できていると感じている町民の割合	64.0%	70.0%

（５）役割分担

＜町民・個人＞

○ワークショップや審議会など、住民参画の取組に参加します。
○広報しめ、町のホームページ、回覧板などから町の大切な情報を入手し、活用します。

＜町内会・地域＞

○地域の資源や情報を行政と共有することで、新たな人材の発掘や適切な町政展開につなげます。

＜企業・団体＞

○町政に関心をもち、施策に沿った内容で、自組織の専門性が活かせること、行政と連携して取り組みたいことを積極的に提案します。
○行政と一緒に取り組める事業を行い、地域も一体となってまちづくりに取り組みます。